

上越市選挙管理委員会告示 第30号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 各投票区の投票所を設ける場所
別紙のとおり